

急速充電設備設置事業者の募集に係る要領

1 概要

- (1) 事業目的 長崎市（以下「市」という。）所有の公共施設に電気自動車（以下「EV」という。）の急速充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV 充電設備等」という。）を導入することにより、更なる EV の普及、及び「ゼロカーボンシティ長崎」の推進を図ることを目的とする。
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 事業スキーム
- ア 市は市有地における EV 充電設備等の設置事業者を公募する。
 - イ 市は当該公募に提案書を提出した者の中から最良の提案をした者を選定し、事業実施に係る協定を締結する。
 - ウ 事業者は、国に補助金申請を行う。
 - エ 本事業が国の補助金に採択されなかった場合は、別途協議を行う。
 - オ 事業者は、市有地について EV 充電設備等を設置するための土地使用の申請を行い、土地使用料を支払う。
 - カ 事業者は、EV 充電設備等を自ら設置し運用を行う。
ただし、設置サービス提供に係る費用として市は（6）に記載する金額を上限として支払うものとする。
 - キ 履行期間後は、事業者が EV 充電設備等の撤去を行う。
ただし、双方の合意により運用期間を延長する場合にあっては延長期間が終了した後に撤去を行う。
- (4) 履行期間 協定締結日から令和 16 年 3 月 31 日まで
ただし、設置後の運用期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで
また、運用開始時期は国の補助金の決定状況により協議して定める。
- (5) 設置場所
- ア 北総合事務所（長崎市琴海村松町 703 番地 14）
令和 5 年度近隣施設の年間利用者数
琴海南部体育館 40,953 人 琴海南部文化センター 26,363 人
 - イ 南総合事務所（長崎市布巻町 111 番地 1）
令和 5 年度近隣施設の年間利用者数
みさき駅さんわ 217,095 人 三和体育館 58,115 人
三和公民館 38,932 人
- (6) 事業費の上限
- | | |
|------------------|---------------------|
| 令和 7 年度 | 396,000 円（税込み） |
| 令和 8 年度～令和 15 年度 | 年間 1,188,000 円（税込み） |

2 参加者の資格に関する事項

参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。コンソーシアムを結成する場合にあっては、参画する会社の全てが（２）～（７）の要件を満たし、（１）については、１社以上の会社が要件を満たすこと。

- （１）令和元年４月１日から令和６年３月３１日までの間に同種業務の実績※を１件以上有している者であること。

※同種業務とは、国・地方公共団体、企業・団体等が発注するEV用の充電設備導入事業（EV充電設備等の設置及び維持管理、運営）をいう。

- （２）長崎市契約規則（昭和３９年長崎市規則第２６号）第２条第１項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第２項各号に該当しないと認められる者であること。
- （３）長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成７年１１月７日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成２４年長崎市告示第８５号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成１６年長崎市告示第３０５号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成２４年長崎市告示第８２９号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- （５）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- （６）長崎市税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- （７）本公募に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

3 スケジュール（予定）

資料配布期間	令和７年４月７日 から
質問受付	令和７年４月７日 から 令和７年４月１１日 まで
質問回答	令和７年４月１６日
参加意思確認書 提出期限	令和７年４月１７日 １７時００分（必着）
提案書 提出期限	令和７年５月１６日 １２時００分（必着）
審査会実施日	令和７年５月２６日（予定）
選定結果通知	令和７年５月２７日（予定）
協定締結	決定者と調整

4 資料等の配布について

様式等、関係資料については長崎市ホームページにより公開するものとし、参加者が自らダウンロードして入手するものとする。

【長崎市ホームページアドレス】

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/52052.html>

5 質問の受付

(1) 受付方法

質問書（様式1）に記入の上、電子メールにより下記送信先に送信すること。市の担当者が受信を確認した場合は、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

(2) 受付期間

令和7年4月7日 から 令和7年4月11日 まで

※期間内かどうかは電子メールに記載された「送信日時」によるものとする。

（以下全手続きにおいて同じ。）

(3) 送信先

長崎市環境部ゼロカーボンシティ推進室 担当 坂井

E-mail : zero_carbon@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年4月16日

質問者に対し、質問書記載の電子メールアドレスへ個別に回答し、市HPへも掲載する。

6 参加表明の手続き

(1) 提出書類 参加意思確認書（様式2）

長崎市税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税又は地方消費税を滞納していないことの証明書。

(2) 提出期限 令和7年4月17日 17時00分（必着）まで

(3) 提出方法 電子メールによるものとし、送信先は「5（3）」と同様とする。

(4) 受領確認 市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

(5) 資格確認 市は参加意思確認書の提出があった者の資格確認を行い、相手方に対し資格の有無について通知（様式3）を行う。

(6) その他 コンソーシアムを結成する場合は、結成に係る協定書（任意様式）及び代表者への委任状（任意様式）を併せて提出すること。

7 提案の手続き

- (1) 提出書類 提案書（様式4 ※押印必要）及び提案に必要な任意様式（A4 縦、40 頁以内）
- (2) 提出期限 令和7年5月16日 12時00分（必着）まで
- (3) 提出方法 電子メールによるものとし、送信先は「5（3）」と同様とする。
- (4) 受領確認 市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

※「本業務に係る提案」については、以下の項目を盛り込むこと。

- 1 履行実績について
 - ・過去に実施した同種業務の実施件数、種別などを案件別に記載
- 2 利用料金等について
 - ・利用料金の金額を記載（1分毎に90円以上の場合は失格となります）
 - ・利用者の支払い方法について記載（会員カード、クレジットカードなど）
- 3 維持管理等について
 - ・維持管理の頻度や点検項目を記載
 - ・緊急時の連絡体制や現場対応までの流れを記載
- 4 業務コストについて
 - ・市が支払うサービス利用料を記載（月額、税込み、2基分）
- 5 事業目的に沿ったその他の独自提案について
 - ・充電設備の利用促進等に係る独自提案を記載

8 審査会

- (1) 開催日時 令和7年5月26日（予定）
- (2) 審査会場 長崎市役所
- (3) 実施方法 書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。

なお、参加者が多数ある場合には、あらかじめ定めた審査基準に基づく事前審査（書類審査）を実施し5者程度に絞り込んだうえで、プレゼンテーションによる審査会を実施するものとする。

9 審査項目、選定方法

(1) 審査項目については、次のとおりとする。

No	評価項目	評価の視点	配点
1	履行実績	過去に実施した同種業務の実績はどうか。	20点
2	利用料金等	利用料金は安価か。	20点
		支払い利用サービスの利便性はよいか。	10点
3	維持管理等	維持管理及び保守の方法は適切か。	10点
		設備の故障、緊急時など不測の事態への対応は適切か。	20点
4	業務コスト	市が支払うサービス利用料はいくらか。	30点
5	独自提案	その他充電設備の利用促進のための独自提案があるか。	10点
合計			120点

(2) 選定方法については、審査、評価を行い、合計得点が最も高い提案者を選定する。なお、合計得点が同点の場合は、上記基準における No 4 の項目の得点が高い提案者を選定するものとする。

さらに同点の場合は、上記基準における No2 の項目の得点が高い提案者を選定するものとする。さらに同点の場合は、急速充電設備導入事業に係る特定審査委員会で協議して選定するものとする。

また、審査の結果、平均得点が 0 点となった項目がある提案（上表「5 独自提案」を除く）、全体の得点が 60 点未満の提案については選定しない。

(3) 審査委員

プロポーザル参加者は、委員名の公表から採用候補提案を決定するまでの間、委員への接触、不当な働きかけを行わないこと。違反した者は失格として取り扱う。

	所 属	職 名	氏 名
委員長	環境部	部長	立木 祝成
委員	環境部ゼロカーボンシティ推進室	室長	小川 清司
委員	北総合事務所地域福祉課	課長	須田 英二
委員	南総合事務所地域福祉課	課長	平山 智久
委員	建築部設備課	課長	井崎 伸二

10 選定結果通知

審査会后、選定結果を通知する。（様式 5）

なお、選定結果については様式 5 に記載する内容以外は開示しない。

11 協定の締結

別途協議して定める。

1 2 その他

- (1) 提案者が参加資格を有しないことが判明した場合、その時点において当該提案者を失格として取り扱う。
- (2) 各手続きにおける提出期限以降の提出は認めない。
※提出期限以降における各種書類等の差し替え及び追加提出は認めない。
- (3) 参加表明後、提案書の提出期限の前日までは参加を辞退することができる。この場合において当該者はその旨を記載した書面を「1 3 担当連絡先」に持参し届け出なければならない。
- (4) 関係書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 提出された書類等は参加資格の確認及び審査以外に提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする場合がある。
- (8) 提案が選定された場合、提案内容を遵守すること。長崎市が提案どおり実施される見込みがないと判断した場合は、協定の解除を行う場合がある。
- (9) 事業者は本業務を実施する際には市の担当者と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

1 3 担当連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所 13階）
長崎市環境部ゼロカーボンシティ推進室 担当 坂井
電話：095-829-1251 FAX：095-829-1218
E-mail: zero_carbon@city.nagasaki.lg.jp